

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発0131第3号」により下記の検査項目に検査実施料の算定条件の新設が通知されましたので、ご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 30年 2月 1日から適用

### ■ 新規保険収載項目

検査項目	検査方法	保険点数
遊離カルニチン	酵素サイクリング法	95 点
総カルニチン	酵素サイクリング法	95 点

▼詳細内容

検査項目	保険 点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
遊離カルニチン	95点	生化学的検査 (I)判断料 (※3:144点)	D007 血液化学 検査の24	<p>ア 遊離カルニチン及び総カルニチンは、区分番号「D007」血液化学検査の「24」LDアイソザイム1型の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。</p> <p>ウ 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に1回を限度として算定する。</p> <p>エ 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。</p> <p>オ 同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>カ 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。</p>
総カルニチン	95点			